

個人住民税の申告に個人番号の記載が必要になります

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、平成29年度個人住民税の申告から個人番号の記載と本人確認が必要となります。申告の際には下記をご確認のうえ、ご用意ください。

☆申告者自身が申告書を提出する場合

●個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードが番号確認書類と身元確認書類を兼ねますので、その他の本人確認書類は必要ありません。

●個人番号カードをお持ちでない方・・・（1）、（2）を併せて提示してください。

（1）番号確認書類として次のいずれかを提示してください。

個人番号の通知カード、住民票の写し（個人番号の記載があるもの）、住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるもの）

（2）身元確認書類として、（ア）の書類であれば1点、（イ）の書類であれば2点提示してください。

（ア）運転免許証、運転経歴証明書、公的医療保険の被保険者証、パスポート、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、年金手帳
顔写真付の住民基本台帳カード、顔写真付の資格証明書、顔写真付の身分証明書（学生証、社員証など）

（イ）顔写真なしの身分証明書（学生証、社員証など）、顔写真なしの資格証明書

地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本（抄本）、戸籍の附票の写し
住民票の写し（個人番号の記載がないもの）、住民票記載事項証明書（個人番号の記載がないもの）、母子健康手帳
特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票、特定口座年間取引報告書

次頁へ続く

☆代理人が申告書を提出する場合・・・(1)、(2)、(3)を併せて提示してください。

(1) 申告者本人の番号確認書類として次のいずれかを提示してください。(コピー可です。)

個人番号カード(両面)、個人番号の通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)

住民票記載事項証明書(個人番号の記載があるもの)

(2) 代理人の身元確認書類として(ア)の書類であれば1点、(イ)の書類であれば2点提示してください。

(ア) 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、顔写真付の住民基本台帳カード、顔写真付の資格証明書
顔写真付の身分証明書(学生証、社員証など)

(イ) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

顔写真なしの身分証明書(学生証、社員証など)、顔写真なしの資格証明書

地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本(抄本)、戸籍の附票の写し

住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、住民票記載事項証明書(個人番号の記載がないもの)、母子健康手帳

特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票、特定口座年間取引報告書

(3) 代理権の確認書類として次のいずれかを提示してください。

委任状、税務代理権限証明書(税理士の場合)

法定代理人である場合には代理人の戸籍謄本その他その資格を証明する書類

★配偶者控除や扶養控除などを申告される場合、配偶者や扶養親族の個人番号の記載も必要になります。番号確認などはしませんが、それぞれの個人番号を把握のうえお越してください。

根室市常盤町2丁目27番地

根室市役所総務部税務課課税担当(1階14番の窓口)

電話番号 0153-23-6111(内線2152・2153)